

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

公有地除草樹木伐採業務 仕様書

公有地除草樹木伐採業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 本業務は、財務部財務管理課が管理する土地の除草及び樹木伐採等を行うものである。 |
| 2 | 履行期間 | 契約日から令和6年3月31日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市西逸見町二丁目17番4ほか |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | なし |
| 6 | 関係法規 | なし |
| 7 | 資格要件 | 特になし |
| 8 | 契約方法 | 単価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、期末(7月末、9月末、12月末及び3月末)締めのある出来高精算払いとし、業務完了後に完了届を提出し、市の検査を受けた後に、受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。 |
| 10 | 業務委託成績評定 | 対象 ・ 非対象 |
| 11 | 現場代理人の配置 | 必要 ・ 不要 |
| 12 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 13 | 監督員 連絡先 | 財務部財務管理課 原 真一 046-822-9644(直通) |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p> |
|----------------------------------|---|

公有地除草樹木伐採業務内訳書

(税抜)

| 種別 | 細別 | 単位 | 予定数量 | 上限単価(円) | 契約単価(円) |
|--------|---------------------|----------------|--------|---------|---------|
| 機械除草 | 肩掛け式 | m ² | 12,650 | 300 | |
| 人力除草 | ハシゴ使用 | m ² | 1,550 | 650 | |
| つる取り | | m ² | 430 | 200 | |
| 竹伐採 | | m ² | 90 | 1,200 | |
| 蜂の巣除去 | アシナガバチ等 | 箇所 | 1 | 5,000 | |
| 伐採 | 幹周30cm以上 60cm未満 | 本 | 1 | 25,000 | |
| 高木せん定 | 幹周60cm以上 120cm未満 | 本 | 1 | 32,000 | |
| 実生樹木伐採 | | 本 | 1 | 2,000 | |

- ※契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価以下とすること。
- ※予定数量に単価を乗じた金額の合計金額を入札金額とすること。
- ※契約単価は、契約者が記入すること。

業務仕様書

(公有地除草樹木伐採業務)

1 業務目的

本業務は、財務部所管の公有地を適切に管理するため、公有地の除草及び樹木の伐採等を行うものである。

2 施行場所

施行場所は別紙「公有地除草樹木伐採業務箇所表」のとおりとする。

3 履行期間

契約の日から令和6年3月31日まで

4 一般事項

(1) 受託者は、契約後速やかに業務実施に必要な業務施行計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。業務施行計画書には、次の事項を記載しなければならない。

- ① 表紙（業務名、施行場所、履行期間、委託者、受託者）
- ② 業務概要
- ③ 施行位置図
- ④ 計画工程表※
- ⑤ 緊急連絡体制
- ⑥ 施行方法
- ⑦ 施行管理
- ⑧ 安全管理
- ⑨ 交通管理
- ⑩ 環境対策
- ⑪ その他

※実施回数2回の箇所は1回目を6月頃、2回目を12月頃に実施し、実施回数1回の箇所は9月頃に実施すること。

(2) 除草等の予定については、「指示書」を原則とするが、変更する場合は、別途協

議により決定する。

- (3) 受託者は期別毎に計画工程表を監督員へ提出すること。

なお、監督員が、修正が必要と判断した場合には、その旨を受託者に指示できるものとする。

- (4) 業務実施に当たっては、除草作業中に通行人、車両等に危険がないよう十分注意し、一般の交通に支障をきたさないこと。作業中に公衆に被害を及ぼした場合には、監督員に速やかに報告し、受託者の責任において処理すること。また、事故処理後は、以下の項目について、市長あて事故報告書を提出すること。

- ① 事故発生時の状況
- ② 事故発生の原因
- ③ 事故後の対応状況
- ④ 今後の再発防止策
- ⑤ その他報告すべき事項

- (5) 除草作業中、倒木及び落石や崩落する恐れのある危険個所を発見した時は、現場の状況が分かるように写真を撮り、速やかに監督員に連絡すること。

- (6) 特に市民要望等の緊急を要する業務内容は、原則として監督員からの指示後7日以内には作業に着手すること。

- (7) 受託者は、監督員の指示及び本仕様書に従い、適正な業務の履行に努めること。
(作業内容の周知等のため、近隣にポスティングを指示する場合あり)

- (8) 受託者は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故発生の防止に努めること。

- (9) 受託者は、監督員と常に連絡が取れる体制づくりをすること。

- (10) 作業中は、作業表示板を表示し、一般の通行に迷惑がかからぬよう十分に配慮すること。

- (11) 本作業に用いる除草機材及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。

- (12) 除草区域内の粗大ゴミやカン、ビン、ペットボトル等については、隣接する道路付近に収集し、速やかに監督員に連絡すること。

- (13) 受託者は、業務完了後には速やかに完了届、出来高の根拠資料及び業務写真を監督員に提出すること。検査に必要な業務写真は、施工前・施工中・施工後に同一場所で、不明瞭にならないように注意して撮影し、写真帳（A4判）にわかりやすく整理した上で遅滞なく提出すること。

伐採・高木せん定については検寸時の写真も撮影すること。

高木の幹周を撮影するときは、地上1.2mを確認できるようにスタッフ（標尺）等を入れて撮影すること。

実生樹木の検寸写真は不要であるが、施行本数をカラスプレー等で確認できる写真を撮影すること。

- (14) 受託者は、廃棄物処理（伐採枝等、草）について、環境汚染の予防、地球環境保全等の促進を図るために、下記の資料を提出すること。

- ・民間の資源化処理施設の計量票（写し可）

- ・伐採枝等のチップ化を証明できる書類（写し可）
- (15) 市は、完了届の受領後、適正な業務の履行を確認するため、完了検査を実施する。
- (16) 天候や工事等の理由により、業務が実施できない場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (17) 作業時間は9時から17時までの間に行うこと。それ以外の時間帯に作業する場合は、監督員の確認を得ること。
- (18) 本仕様書に明記のない事項で疑義が生じた場合には、監督員と協議し、遺漏なきよう履行すること。

5 支払方法

支払いは、期末締めが出来高精算払いとする。

消費税については、100分の10に相当する金額を上乗せして支払う。

| 区分 | 実施期間 |
|-----|---------------------|
| 第1期 | 契約の日 ～ 令和5年7月末日 |
| 第2期 | 令和5年8月 ～ 令和5年9月末日 |
| 第3期 | 令和5年10月 ～ 令和5年12月末日 |
| 第4期 | 令和6年1月 ～ 令和6年3月末日 |

6 各業務について

(1) 除草、伐採等

- ① 除草作業は、機械除草肩掛式を基本とし、機械除草が行えない場合は人力除草とする。ただし、機械除草には、人力による仕上げ除草を含むものとする。機械除草・人力除草共に、地際で刈り取ること。
- ② 機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行うこと。
- ③ 除草した草は、概ね1m程に切り束ねて、民間の資源化処理施設に搬入すること。
- ④ 伐採枝等の処分先はチップ化作業場とする。
- ⑤ 本作業の持ち込み及び処分費は受託者の負担とする。
- ⑥ 抜き取った雑草は、その場に放置せず、速やかに処分すること。
- ⑦ 除草跡はきれいに均し清掃すること。
- ⑧ 除草等の各数量の目安については、別紙内訳記載のとおりとする。
- ⑨ フェンス等のつる取りについては、監督員の指示を受けること。
- ⑩ フェンスつる草等除草は、フェンスに絡んでいる草の数量が確認できるように下草の除草が完了してから行うこと。
- ⑪ 伐採、伐倒については、吊るし切りとする。
- ⑫ 実生樹木は、地際で幹周30cm未満の樹木とする。ただし、幹周6cm以下は、雑草とみなす。実生樹木は地際で切ること。

(2) 蜂の巣除去（アシナガバチ等）

- ① 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片付けること。
- ② 使用する農薬は、適切な薬品を使用すること。この場合、使用する薬品について監督員の承認を得ること。散布に当たっては、隣接民家、通行者等に対し看板を立て周知するとともに、薬害のないよう十分注意し、万一事故発生の場合は受託者の責任により処理すること。
- ③ その他一般的注意事項は、病虫害雑草除去基準に従うこと。
- ④ 散布日時、散布場所、使用薬品の種類、使用量、希釈倍数を帳簿に記入し、報告書に写しを添付すること。
- ⑤ 生息が確認できたスズメバチの巣については、市が対応するので、発見した場合は速やかに監督員に報告すること。
- ⑥ 蜂の巣撤去の数量については、別紙内訳記載のとおりとする。

7 出来高の算定

(1) 計算の単位

| 種 別 | 単 位 | 数 位 | 備 考 |
|-----|----------------|-------|-----------|
| 面 積 | m ² | 小数第1位 | 小数第2位四捨五入 |
| 幹 周 | cm | 整数 | 小数第1位切り捨て |

(2) 集計

- ・積上げ計算は、小数第1位で行うこと。
- ・合計は、整数とし、小数第1位切り捨てとする。

(3) 除草

繁茂にまだらな部分がある場合は、面積に控除率を掛けて計算すること。控除率は目視で監督員と決定するものとする。

(4) 伐採

幹周 30 cm以上 60 cm未満を基準とし、下記の換算表により精算する。

| 幹 周 | 換 算 値 (本) |
|----------------------|-----------|
| 幹周 30 cm未満 | 0.2 |
| 幹周 30 cm以上 60 cm未満 | 基準 |
| 幹周 60 cm以上 90 cm未満 | 2.0 |
| 幹周 90 cm以上 120 cm未満 | 3.4 |
| 幹周 120 cm以上 150 cm未満 | 6.1 |
| 幹周 150 cm以上 200 cm未満 | 10.8 |
| 幹周 200 cm以上 250 cm未満 | 17.2 |

(5) 高木せん定

高木せん定の幹周 60 cm以上 120 cm未満を基準とし、下記の換算表により精算する。

| 幹 周 | 換 算 値 (本) |
|----------------------|-----------|
| 幹周 60 cm未満 | 0.3 |
| 幹周 60 cm以上 120 cm未満 | 基準 |
| 幹周 120 cm以上 150 cm未満 | 4.1 |
| 幹周 150 cm以上 180 cm未満 | 7.7 |
| 幹周 180 cm以上 210 cm未満 | 10.7 |
| 幹周 210 cm以上 240 cm未満 | 15.0 |
| 幹周 240 cm以上 270 cm未満 | 18.5 |
| 幹周 270 cm以上 300 cm未満 | 22.5 |

8 特記事項

この単価契約で示した内訳単価以外の作業が必要となった場合は、協議により決定する。

公有地除草樹木伐採業務箇所表

| | | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 | | 6 | | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | | 11 | |
|--------|-----------------|-------------|--------|-------------|--------|------------|--------|---------------|--------|---------------|--------|-------------|--------|---------------|--------|-------------|--------|---------------|---------|------------|--------|----------------------|--------|
| 区分 | 細別 | 西逸見町二丁目17番4 | | 三春町四丁目28番10 | | 田戸台56番11ほか | | 金谷二丁目409番46ほか | | 根岸町二丁目35番15ほか | | 佐原四丁目235番27 | | 野比三丁目2120番2ほか | | 浦賀丘二丁目14番66 | | 森崎五丁目1252番1ほか | | 武四丁目962番12 | | 鴨居二丁目286番11ほか(旧上の台中) | |
| | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | | 2回 | |
| | | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 |
| 機械除草 | 肩掛け式 | 200.0㎡ | 400.0㎡ | 50.0㎡ | 100.0㎡ | 300.0㎡ | 600.0㎡ | 300.0㎡ | 600.0㎡ | 350.0㎡ | 700.0㎡ | 200.0㎡ | 400.0㎡ | 250.0㎡ | 500.0㎡ | 200.0㎡ | 400.0㎡ | 900.0㎡ | 1800.0㎡ | 100.0㎡ | 200.0㎡ | 50.0㎡ | 100.0㎡ |
| 人力除草 | ハシゴ使用 | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 150.0㎡ | 300.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 200.0㎡ | 400.0㎡ |
| つる取り | | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 10.0㎡ | 20.0㎡ | 10.0㎡ | 20.0㎡ | 100.0㎡ | 200.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 20.0㎡ | 40.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 40.0㎡ | 80.0㎡ |
| 竹伐採 | | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 20.0㎡ | 40.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ |
| 蜂の巣除去 | アシナガバチ等 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 |
| 伐採 | 幹周30cm以上60cm未満 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 |
| 高木せん定 | 幹周60cm以上120cm未満 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 |
| 実生樹木伐採 | | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 |

| | | 12 | | 13 | | 14 | | 15 | | 16 | | 17 | | 18 | | 19 | | 20 | | その他 | 合計 | |
|--------|-----------------|-------------|-------|---------------------|--------|-------------------|--------|-------------|---------|-------------|--------|-----------------|--------|---------------------|--------|--------------------|---------|----------------------|--------|-----|---------|---------|
| 作業区分 | 細別 | 津久井二丁目658番4 | | 平作五丁目1626番21(売却予定地) | | 船越町八丁目28番16(旧老セン) | | 日の出町二丁目9番24 | | 船越町八丁目31番68 | | 太田和一丁目1380番24ほか | | 野比三丁目2058番23(売却予定地) | | 佐野町一丁目20番2(旧上町保育園) | | 鶴が丘二丁目31番135(旧鶴が丘保育) | | | | |
| | | 1回 | | 2回 | | 1回 | | 2回 | | 1回 | | 2回 | | 2回 | | 1回 | | 2回 | | | | |
| | | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | 1回あたり | 計 | | 計 | |
| 機械除草 | 肩掛け式 | 50.0㎡ | 50.0㎡ | 100.0㎡ | 200.0㎡ | 300.0㎡ | 300.0㎡ | 800.0㎡ | 1600.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 300.0㎡ | 600.0㎡ | 100.0㎡ | 200.0㎡ | 2000.0㎡ | 2000.0㎡ | 450.0㎡ | 900.0㎡ | | 1000.0㎡ | 12,650㎡ |
| 人力除草 | ハシゴ使用 | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 150.0㎡ | 150.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 300.0㎡ | 600.0㎡ | | 100.0㎡ | 1,550㎡ |
| つる取り | | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 10.0㎡ | 20.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | | 50.0㎡ | 430㎡ |
| 竹伐採 | | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | 0.0㎡ | | 50.0㎡ | 90㎡ |
| 蜂の巣除去 | アシナガバチ等 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | 0箇所 | | 1箇所 | 1箇所 |
| 伐採 | 幹周30cm以上60cm未満 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | | 1.0本 | 1本 |
| 高木せん定 | 幹周60cm以上120cm未満 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | | 1.0本 | 1本 |
| 実生樹木伐採 | | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | 0.0本 | | 1.0本 | 1本 |

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。